

【後期 第七問】再修正版

被告人 X は、C 大学(学生数 20000 名)の学生である。

(1) C 大学は定期試験を施行する際、「学部定期試験における不正行為者に対する措置と処分について」と題する注意書きを施行約 1 カ月前から学内各所に掲示し、その内容を周知させていた。

C 大学の学生である P は、有力な政治家 Q の長男である。

同じく C 大学の学生であり、P と同姓同名である R は、平成 24 年度後期定期試験において「学部定期試験における不正行為者に対する措置と処分について」(資料 1 参照)所定の不正行為-2 に該当する行為を行い、適正な学内手続きを経た上で訓告処分に処され(本件処分)、その処分内容は学籍番号、氏名とともに学内に公示された。なお C 大学は教育上の配慮の観点から、慣例により、処分内容の公示は 3 日間で終了すること、としており、本件処分公示も、かかる慣例に従って取り扱われた。そのため、9 割以上の学生は処分内容の公示を目にしなかった。

X は P と個人的に不仲な関係にあり、また、X は Q の政治思想に反対していたため、X は、本件処分を、P および Q の名誉を貶める機会だと考えた(もともと、X は処分対象が R と気づかず、P だと思い込んでいた)。そこで X は、本件処分の公示書面を撮影してデジタル画像化し、自己のブログ「X's Diary」(以下、ブログ甲とする)にアップロードした(資料 2 参照)。すると、アップロードされた画像はインターネット上で拡散され、著名なポータルサイトのトップニュースに「Q 議員の長男 カンニングで処分」という見出しが掲載されるにまで知見が広まった。Q は比例代表選出による参議院議員で、平成 25 年 7 月に施行された参議院議員通常選挙にも前回選挙と同様に出馬したが、個人名での得票数が前回比 30%にとどまった結果、落選した。仮に「今回選挙における Q の個人名での得票数」の「前回選挙における Q の個人名での得票数」に対する割合が、Q の所属している政党の他の議員候補者と同様であったならば、Q は当選していた。

(2) X は平成 25 年 4 月ころ、好意を抱いていた A 女から相手にされないことを逆恨みし、A 女にストーカー行為を行ってその自宅を突き止め、留守中に同宅に侵入して浴室に盗撮用の画像送信機能付き小型カメラを設置した。X は、前記カメラが記録し、送信した画像(A 女入浴中の画像)を傍受し、A 女を貶める目的でブログ甲にアップロードした。

(3) X は平成 25 年 5 月ころ、所属するサークル内で個人的に不仲な関係にあった B 女を貶める目的で、サークルの行事で撮影された集合写真中から B 女の顔部分をトリミングし、それをインターネットを通して入手した他の女性の裸体画像と合成し、あたかも B 女の裸体画像であるかのように見える合成画像を作成した上、無題で甲にアップロードした。なお X は日常的に、インターネット上で女性タレントの画像を見つけては、他の女性の裸体画像と合成していわゆるアイドル・コラージュを作成し、ブログ甲にアップロードしていた。

Q、A、B に対する X の罪責を論ぜよ。

参考判例・裁判例：最高裁判所平成 22 年 3 月 15 日第一小法廷決定
東京地方裁判所平成 20 年 2 月 29 日判決(上記事件の第一審)

※資料 1 「学部定期試験における不正行為者に対する措置と処分について」

不正な手段を用いて受験した学生については、C 大学学則第 52 条に基づき行為の軽重と教育上の必要を考慮して、次の通り厳重に懲戒処分します。

(不正行為)不正行為は、次の各号のとおりとする。

1 略

2 参照が認められていない教科書、参考書、ノート(写しを含む)、プリント、その他の資料などの使用及びこれに準ずる行為

3～5 略

(処分の種類及び基準)処分の種類と処分基準は、次の各号のとおりとする。

1 訓告 前項 2～5 までのいずれかを行った者

2～3 略

また、不正行為を行った者に対しては、懲戒内容の如何にかかわらず、その処分を学内に公示し本人および保証人に通知します。

※資料 2 (1)の件に関するブログ甲の記事内容(概略版)

<h2>X's Diary</h2>	
	<p>Qの息子がカンニングとかww 2013.2.10</p>
	<p>Pがカンニングで晒されてるwww カンニングのしつけもできない親が、 国会議員とかやっていたいいわけ？ だめでしょw</p>
	<p>学部定期試験における 不正行為者に対する処分 以下の者を訓告に処する 学籍番号 11F1100001A 氏名 R</p>
	<p>コメント</p> <p>ネーム <input type="text"/></p> <div style="border: 1px solid black; height: 80px; width: 100%;"></div>